

浦幌町立図書館協議会

議案

浦幌町立博物館協議会

と き：令和3年8月27日（金）

午後2時

ところ：中央公民館 第1・2研修室

浦幌町立図書館

浦幌町立博物館

# 会議次第

## 1. 会長あいさつ

## 2. 教育長あいさつ

## 3. 議 事

報告第1号	令和3年度浦幌町立図書館事業中間報告について	・・・1
報告第2号	令和3年度浦幌町立博物館事業中間報告について	・・・4
議案第1号	第21回浦幌町立図書館まつりについて	・・・8
議案第2号	博物館法にもとづく登録について	・・・・・・・・・・10

## 4. その他

### 浦幌町立図書館・浦幌町立博物館協議会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
会 長	円子 紳一	
副会長	西森 七枝	
委 員	濱田 和光	浦幌中学校校長
〃	横山 利幸	浦幌小学校校長
〃	春日 基江	
〃	坂下 禮子	
〃	齊藤 絵理佳	
〃	長谷川 みなみ	

(任期：令和3年12月18日)

報告第1号 令和3年度浦幌町立図書館事業中間報告（令和3年8月20日現在）

番号	事業名	事業の概要	開催期日	参加人数	備考
1	絵本のお話し会	ボランティアによる絵本や紙芝居等の読み聞かせ	毎月1回第2土曜日 11時～11時30分	30	子ども18人 大人12人 (6月中止)
2	赤ちゃんタイム	赤ちゃんや小さいお子さんとその家族が、図書館内で一緒に本を読んだり、読み聞かせをする時間に、多少の大声や小さいお子さんが動き回ることへの配慮できる時間を設け、親子や子ども達が利用しやすく、気軽に足を運びたいような図書館を目指す。	毎月1回第2土曜日 10時～13時00分		3回開催 (6月中止)
3	大人のためのお話し会	ボランティアによる絵本の読み聞かせや朗読等のほか、脳トレーニングを取り入れたお話し会	5月11日	6人	
			7月13日	5人	
			9月14日	-	
			11月9日	-	
			11月19日	-	厚内公民館出前講座
12月13日	-	中央公民館出前講座			
4	ブックスタート事業 ゆつくり子育てエン ジョイ事業	読み聞かせの方法、効果などの説明、お話し会の案内、絵本のプレゼント。ブックリストを作成し配布する。	乳幼児健診 (10ヶ月健診)	対象者 24人	実施済4人
5	公民館図書室への図書 配本及びレファレンス	第2木曜日に上浦幌公民館、第3木曜日に厚内公民館、第4木曜日に吉野公民館を巡回	毎月1回	貸出8人 8冊 (6月迄)	配本1,001冊(7月迄)
6	認定こども園、保育 園、小中学校等への図 書配本	第2木曜日に上浦幌地区、第3木曜日にニコニコこども園・子育て支援センター・くれよん広場、第4木曜日に浦幌小学校の各施設へ図書を配本する。	毎月1回 2ヶ月1回(子育て支援センター・くれよん広場)	こども園1 保育園1 小学校2 中学校2 子育て支援センター くれよん広場	
7	幼稚園、保育園、小中 学校等への支援活動	図書館巡回移動展示「家族や友だちと読みたくなる本展」の開催	5月19日～6月15日	閲覧のみ	浦幌小学校 図書79冊
			6月23日～7月16日	3人3冊	上浦幌中央小学校 図書79冊
8	夏休み読書感想文コン クール	豊かな情操を育み、表現力や創造力を養うことを目的に小中学生の読書感想文を募集	募集期間 8月19日～9月17日		おすすめの本の展示(7月27日～9月3日) 図書64冊
9	子ども読書の日 「いっしょによもう、いっぱいよもう」	子ども読書の日及びこどもの読書週間に因んだ展示	4月20日～5月12日		◎図書87冊 「家族や友だちと読みたくなる本展」を設置
10	うらほろりレー家読	「浦幌町教育の日」と連携した事業。家読におすすめの本を毎月3冊選びリストを作成する。「家読ら～めん館」として、ブースを設けりレー家読を実施。	通年		図書15冊(8月20日迄)
11	2021読書週間	読書週間標語に因んだ展示	10月		
12	「新成人に贈る大人の読書」展	成人式会場において、若者に贈るおすすめの本の展示	1月		成人式(1月10日)
13	上記以外の館内展示	「春のえほん展 ～母の日&こどもの日～」	4月11日～5月7日		図書24冊
		「旅する絵本展」	5月12日～6月11日		図書14冊
		「たなばたのえほん展」	7月11日～8月13日		図書18冊
		「本を読んでファイターズを応援しよう!展」	7月22日～8月31日		図書27冊
		「一日図書館司書体験おすすめ本展」	7月25日～8月29日		図書5冊
14	常設コーナーの開設	話題の本や浦幌町にゆかりのある作家の常設展示コーナーを設置	通年		映画やドラマ化、文学賞など話題になっている本を随時入替
15	公民館と連携した図書 館サービスの向上	巡回移動展示の開催や図書館資料の返却サービスの検討など図書館の利用促進を図る。			

読書推進活動

	16	屋外読書コーナーの開放	図書館の利用促進と読書環境の充実を図る。	6月～10月		新型コロナウイルス感染対策のため飲食不可
	17	図書特別整理期間 (蔵書点検作業)	規則で年1回、10日以内の特別整理期間を定め、館内すべての図書資料の総点検作業	6月14日～19日		6月19日現在、全蔵書数87,778点 (雑誌1,349点、視聴覚資料938点含む) 所在不明資料7点
	18	十勝東部4町図書館交流連携事業	十勝東部4町(池田町・浦幌町・豊頃町・幕別町)の図書館が交流することを目的に、合同イベントを通して、子どもの読書活動の推進を図る。	7月17日～8月15日		「4deビンゴ2021～宇宙に夢中☆めざせ!スペースキング!!～」
	19	令和3年度第2回浦幌町教育の日実践交流会	「学力向上の取り組み及び読書の推進」について、浦幌学園・上浦幌学園が実践発表し交流する。	10月30日		
	20	図書館たなばたまつり	たなばたに因んだ図書の展示や興味・関心を広げるための企画を実施するとともに、利用者の拡充や利便性の向上を図る。	8月6日～8日	延べ100人	お楽しみプレゼント7人、短冊に願い事を書き笹に飾り付け27枚、たなばたのえほん展
	21	第21回図書館まつり	絵本作家の講演会、町内ボランティアによるお話し会や特別展示などを実施	10月16日		
	22	その他図書館講習会・講演会	図書館講習会「デコパージュでしおりを作ろう」開催	8月7日	子ども7人 大人1人	講師：浦幌布絵本の会代表 山本ひとみ(浦幌町) 会員協力5人
広報・啓発活動	23	広報誌等への図書館だよりの掲載	広報誌及びホームページ等に新着図書、お話し会、映画会等の図書館情報を掲載	毎月1回		アシール・レーラ1頁 (全戸配布)
	24	図書館蔵書検索システムの活用	インターネットでの蔵書検索、貸出予約、利用案内、お知らせ等情報の提供	通 年		
	25	夏休み「一日図書館司書体験」	司書の仕事を体験することで図書館への関心を高めてもらう	7月25日	5人	高校生1人、小学6年生4人
	26	職場体験実習	職場体験することで望ましい勤労観・社会観を養い、進路意識を明確にするとともに学習意欲の向上を図る。	未定		
図書館ボランティアの育成・支援	27	お話し会への協力	ボランティアによる読み聞かせのための活動の場を提供	毎月1回第2土曜日		読み聞かせボランティア「ぐりとぐらの会」会員7人
	28	布絵本づくりへの協力	ボランティアによる布絵本づくりのための活動の場を提供	毎月2回第2・4土曜日		
	29	図書館ボランティア活動体験	知識・特技を生かせる機会を提供するとともに、定期的に体験日を設け図書に親しむ機会をつくり、自発的に参加できる幅広い世代のボランティアを養成する。	毎週水曜日		
	30	活動のサポート、研修会等の情報提供	事業の準備や参加協力、参考資料等の提供、他市町村の研修会等の情報提供	随 時		
	31	ボランティアの募集	広報誌やホームページ、電子メール配信等で図書館ボランティアを募集	通 年		
職員研修・会議	32	北海道図書館振興協議会総会	令和2年度事業報告、令和3年度事業計画ほか	5月		書面開催
	33	北海道図書館大会	当面する今日的課題について研究協議	9月3日～24日	係長1人参加	オンデマンド配信
	34	全道図書館新人研修	特定のテーマについて職場や地域における指導的な役割を果たすスキルの習得	9月16日～17日	司書1人参加	江別市
	35	管内公共図書館協議会総会	令和2年度事業報告、令和3年度事業計画ほか	5月		書面開催

よ し	36	管内公共図書館協議会 司書部会	司書業務の研究協議	年間4回		
	37	管内公共図書館協議会 職員研修会	図書館業務の研究協議	年間2回		
	38	浦幌町立図書館協議会 の開催	図書館の管理運営に関し必要な事項 を調査審議する、年3回開催	<b>6月30日</b> 、8月27日、 2月下旬		図書館・博物館協議会委員8人
	39	学校図書館事務担当者 会議	町立図書館と学校との連携による学 校図書館活動の充実を図る。	必要に応じ開催		
そ の 他	40	<b>臨時休館</b>	<b>新型コロナウイルス感染拡大防止の ため</b>	<b>5月19日～6月20日</b>		
	41	<b>臨時休館中の圖書の 貸し出し</b>	<b>読書に親しんでもらうため</b>	<b>5月19日～6月20日</b>	<b>延べ46人 175冊</b>	<b>蔵書点検、週休日を除く 実質20日間</b>

## 2021（令和3）年度 博物館教育普及事業報告（2021年7月現在）

分類	領域	No.	事業名	事業概要	期日	来場者または参加者数	備考
展示	企画展	1	コロナな時代を語り継ぐために	新型コロナウイルスにより変化した地域の生活を身近な資料で記録する試みです。	2月27日～4月11日	344名 (記帳者のみ)	
		2	アイヌ伝統文化作品展	ラポロアイヌネイション主催のアイヌ刺繍教室の受講生が製作作品を展示	4月22日～5月23日	204名 (記帳者のみ)	ラポロアイヌネイション共催
		3	ナキウサギ展 2020-2021 まもりたい小さな生命	高山帯に生息し、十勝地方でも東大雪で見ることのできるナキウサギの貴重な生態をとらえた写真展。	6月22日～7月25日	330名 (記帳者のみ)	ナキウサギふあんくら共催
		4	紙の宝石 千葉定是の書票 浦幌展	「紙の宝石」とも呼ばれる蔵書票は日本ではなじみの薄い美術品。千葉氏の蔵書票コレクションを紹介。	7月31日～9月5日		
		5	帯広百年記念館移動展「過ぎさりし街角：荘田喜興志の見た帯広・十勝」	昭和20年代末から平成初期の十勝の様子を記録した荘田喜興志氏の写真を展示し、地域社会の移り変わりを紹介します。	10月30日～11月16日		帯広百年記念館運営連絡協議会共催
		6	孔版画年賀状展	うらほろ孔版画サークルが全国と交換した孔版画年賀状を公開。	1月20日～2月2日		うらほろ孔版画サークル・浦幌文化協会共催
		7	ぼくのわたしの書き初め展	小中学生の書き初めの展覧会	2月5日～17日		もみじ子会共催
教育普及	夜学講座	12	北海道で初めて確認された水草「トリゲモ」について	2019年に豊頃町の沼で北海道で初めて記録された水草トリゲモの話題を中心に水草の研究や魅力についてお話しします。	4月21日	19名	講師 首藤光太郎 (北海道大学総合博物館助教)
		13	スタベット湿原の特徴	豊北海岸の入口付近に広がる通称スタベット湿原の特徴や貴重性について解説。			講師：持田誠学芸員
		14	写真展・十勝・帯広の記録（仮称）	帯広百年記念館移動展関連講座。	10～11月		講師：帯広百年記念館学芸員
		15	厚内神社の絵馬と神社のあゆみ	厚内神社の歴史と、神社に奉納されている絵馬の歴史的な意義について紹介。	9月22日		講師：持田誠学芸員
			駐在さんのしごと	浦幌には駐在さんが何人いるのか？駐在所と交番はどう違うのか？知っているようで知らない駐在さんの仕事を紹介。	9月		講師：浦幌駐在所／協力：池田警察署
			オタフンベチャシ	国指定史跡オタフンベチャシの歴史や重要性について紹介。	10月		講師：未定
博物館講座（うらほろスタイルゼミナール）		17	国際博物館の日記念講座「写真・映像に見る1950年代アイヌの踊り」	残された写真から、釧路地方のアイヌ文化を振り返ります。	2021/5/16→延期		講師：城石梨奈（釧路市立博物館学芸員）/緊急事態宣言発令のため中止
		18	「企画展関連講座」氷河期からつないできた命：エゾナキウサギの生態と保護	最近少しずつ解明されつつあるナキウサギの生態と、アメリカや中国のナキウサギを映像で紹介。ナキウサギの保護についても考えていきます。	7月4日	43名	講師：市川利美氏 (ナキウサギふあんくら)
		19	[企画展関連講座] 書票の愉しみ	美しく技巧を凝らした書票（蔵書票）の魅力について、製作者の千葉氏が自ら解説。	8月8日	17名	講師：千葉定是氏
		20	民俗学の実践と地域教育（仮称）	民俗学の実践をテーマに取り組んでいる浦幌での地域教育について解説。	12月		講師：宮前耕史氏 (北海道教育大学釧路校教授)
		21	卒業論文大発表会：浦幌のヒグマこんなに調べました！2022	浦幌ヒグマ調査会として白糠丘陵一帯でヒグマの生態調査を実施している大学生たちに、自分たちの研究を発表してもらおう。	2月12日		共催：浦幌ヒグマ調査会・酪農学園大学野生動物生態学研究室
	町民座談会	28					
	夏休みこども博物館	29	<移動博物館>「ウチダザリガニバスターズ」	特定外来生物ウチダザリガニの捕獲を体験し、生態系について学ぶ。	8月1日	13名	浦幌の自然を楽しむ会共催

2021（令和3）年度 博物館教育普及事業報告（2021年7月現在）

分類	領域	No.	事業名	事業概要	期日	来場者または参加者数	備考
教育普及	移動講座	35	<月例調査観察会> 豊北植物調査会	毎月1回豊北原生花園を歩き、植物のフェノロジー（生物季節観測）を調査・記録する。	5月～11月 毎月1回	5名	新型コロナウイルス蔓延防止のため6月は中止。
		36	<自然観察会> ウラボロイチゲ観察会	日本では浦幌で最初に発見された植物ウラボロイチゲの自生地を巡って観察する講座	4月29日	21名	講師 坂下禮子
		37	<自然観察会> 「春の森林公園をあるく」	森林公園の春の植物や動物などを観察します。	5月4日	27名	講師 持田誠学芸員
		38	<自然観察会> 「青い鳥を探そう」	夏鳥オオルリの美しい姿を、木々の葉が茂って観察しづらくなる前の初夏に観察する	5月2日	25名	講師 春日基江（トリおばさん）
		39	<移動博物館>「上浦幌の地形を巡る」	浦幌川の地形的特徴や形成史を、地形図をヒントに観察しながら学ぶ。	7月11日	18名	講師：乙幡康之（ひがし大雪自然館）
		40	<ふるさと探訪> 稲荷信仰と稲荷神社	浦幌神社境内に祀られている稲荷神社が、今年で創建100年。浦幌稲荷神社の変遷や、稲荷信仰について紹介します。	9月11日		講師 持田誠学芸員
		42	<ふるさと探訪> 列車で学ぶ地理・歴史	列車を活用した鉄道遺産と地理歴史巡検	10月23日		北海道文化財保護強調月間/全国近代化遺産一斉公開2021
		43	<自然観察会> 秋の渡り鳥観察会	ハクガン、シジュウカラガン、マガン、ヒシクイなど秋に大終結する渡り鳥を観察する。	11月3日		講師：春日基江（トリおばさん）
	ロビーコンサート	45	レコードコンサート	収蔵資料のレコードを活用し、ロビーに音楽を流して休憩場所を提供。	毎月1回	未計数	新型コロナウイルス蔓延防止のため中止
		46	クリスマス讃美歌コンサート	日本では一般的の馴染みのうすい讃美歌、聖歌やキリスト教文化に触れると共に、池田教会やゆかりの人物に関する思い出などを語る。	12月18日		企画展開連事業/日本福音ルーテル帯広教会共催
ラボロアイヌネイション共催	47	「初心者アイヌ文様刺繍講座」	アイヌ文様刺繍について、その独特の技法を伝承者から学ぶ連続講座	不定期		講師 廣川和子 ラボロアイヌネイション共催	





博物館資料の新規受入件数(2021年5月31日時点)【2019より暦年】 (点)

内訳	2015(平成27)	2016(平成28)	2017(平成29)	2018(平成30)	2019(令和元)	2020(令和2)	2021(令和3)
寄贈	440	453	466	531	728	588	294
収集	122	234	357	272	194	346	108
図書資料	533	315	312	291	445	370	323
合計	1,095	1,002	1,135	1,094	1,367	1,304	725

収蔵資料の利用(2021年5月31日時点)【年度】 (件)

	2016(平成28)	2017(平成29)	2018(平成30)	2019(令和元)	2020(令和2)	2021(令和3)
特別利用(館外貸し出し)	3	4	1	5	5	1
特別利用(来館調査)	5	5	5	11	9	3
出版利用	4	3	3	5	2	1
合計	12	12	9	21	16	5

\* 博物館活動、博物館紀要における調査研究利用・出版利用、一般報道使用をのぞく

レファレンス(2021年5月31日時点)【年度】 (件)

	2016(平成28)	2017(平成29)	2018(平成30)	2019(令和元)	2020(令和2)	2021(令和3)
来館・町内呼出によるもの	28	35	55	62	75	19
通信および他部局より転送	102	62	112	78	129	22
合計	130	97	167	140	204	41

学芸活動

(1) 共同研究

(2) 論文・出版(当館紀要への掲載を除く)

(3) 研究発表等

議案第1号

## 令和3年度「第21回浦幌町立図書館まつり」開催要項（案）

- 1 開催目的 幼児から高齢者まで多くの町民が図書館に集う機会を設け、様々な催し物を通して本の楽しさや魅力に触れながら、地域ぐるみで読書活動を推進するきっかけをつくり、「浦幌町教育の日」を推進するための一助となることを目的とする。
- 2 テーマ 「～秋の収穫祭～」
- 3 開催日時 令和3年10月16日（土）午前10時～午後6時
- 4 開催場所 浦幌町立図書館（浦幌町教育文化センター内）

5 開催内容

時間	内容	場所	備考
10:15～10:20	寄贈「布絵本」贈呈式	絵本コーナー	寄贈：浦幌布絵本の会
10:20～10:50	絵本のお話し会	絵本コーナー	協力：読み聞かせボランティア「ぐりとぐら」の会
11:00～12:00	「すずきもも講演会」 講師：すずきもも氏（絵本作家・イラストレーター）	2階視聴覚ホール	終了後、絵本販売、サイン会
12:30～17:00	図書館クイズ 「図書館クイズ ホワイトシチュエーションを作ろう！」	図書館	参加者へ景品プレゼント（景品は一人1個）
13:30～15:00	折り紙教室 講師：おりがみサークル パピロフレンズ 代表 三浦 将宏	1階ホール	
16:00～17:00	ボランティア育成講習会 講師：北村嗣末	会議室	
10:00～18:00	テーマ展	プラザ2階コーナー	テーマ展示
〃	すずきもも作品展	新刊横コーナー	講師作品の絵本展示
〃	布絵本作品展示	新刊横コーナー	協力：浦幌布絵本の会
〃	読書通帳特典	カウンター	今年に入ってから20冊の記帳をされている方で、先着12名様に景品プレゼント（景品は一人1個）

- 6 周知方法      こども園、保育園、小中学校等にチラシを配布(児童・生徒分)、図書館ほか各所にポスター掲示、広報掲載、ホームページ掲載、(新聞折り込み)、ライン配信、各団体へ案内文書送付
- 7 共      催      浦幌町立博物館

## 【議案第2号】

令和3年8月  
浦幌町立博物館

### 浦幌町立博物館の博物館法にもとづく登録について

浦幌町立博物館を博物館法にもとづき北海道教育委員会の博物館原簿に登録し、博物館法第2条にもとづく登録博物館とする件。

#### 【登録の目的】

現在、浦幌町立博物館は博物館法にもとづく博物館ではなく、法律上は「博物館と類似の事業を行う施設」とされている。このため、博物館事業の内容について法律上の裏付けがなく、浦幌町が任意で定める条例・規則にもとづく活動に内容が制約されている。

一方、当館の所蔵資料には、現在の法体系のもとでは法律上の博物館にのみ認められている資料の所蔵があり、これら資料の新規入手や移動などに関して支障となっている

(例) 「種の保存法」に指定されている「タンチョウ」「オオワシ」「エトピリカ」といった希少野生生物の標本は、法令により「博物館」（博物館法にもとづく博物館）でのみ所蔵・公開が認められている。たとえば当館にはオオワシ剥製が2体収蔵されているが、町内で繁殖しているオジロワシの剥製の所蔵が無い。このため、オオワシ剥製1体をオジロワシ剥製を複数所有する博物館と交換することを計画しているが、当館は法律上、これらの標本の新規所蔵の対象となっていない。また、既存の標本については種の保存法制定以前に所蔵したもののため、現段階で国に法律上の登録をしておらず、今後資料の有効活用をはかる際には新規登録が必要だが、現在の当館の位置づけでは新規登録が困難である。

(例) 現在、博物館法の改正が審議されており、現行の登録博物館制度が新たに認証制度などに変更される可能性が示唆されている状況にある。今後、博物館法による博物館の位置づけが現在よりも明確になった場合、「博物館」を対象とした施策の対象外となる可能性がある。また文化観光推進法ほか文化財行政・観光行政等で「博物館」を対象とした施策が増えてきており、これらが想定する

#### 【手続き】

北海道教育委員会に対して、別紙のとおり必要資料を提出する。

### 【流れ】

1. 博物館協議会において博物館登録を審議。
2. 教育委員会において博物館登録を審議。
3. 北海道教育委員会へ博物館登録を申請。
4. 北海道教育委員会から認可。
5. 登録博物館化。
6. 浦幌町教育文化センター設置条例の改正。  
博物館法第 18 条にもとづき、設置条例に「博物館法にもとづく博物館」と明記する。

### 条例第 4 条

- ・ 現行) (2) 浦幌町立博物館 (以下「博物館」という。)
- ・ 改正) (1) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)の規定に基づく浦幌町立博物館。

## 【議案第 2 号別紙 1】

### 博物館登録に関する事務の概要

#### 1 博物館の概要

##### (1) 博物館（博物館法第 2 条第 1 項）

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（公民館及び図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置するもので、都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けたもの

##### (2) 公立博物館（博物館法第 2 条第 2 項）

地方公共団体の設置する博物館

##### (3) 私立博物館（博物館法第 2 条第 2 項）

一般社団法人、一般財団法人、宗教法人又は政令で定める法人の設置する博物館

##### (4) 博物館相当施設（博物館法第 2 9 条）

博物館の事業に類する事業を行う施設で、博物館に相当する施設として指定されたもの

#### 2 根拠法令

##### (1) 博物館法

##### (2) 博物館法施行令

##### (3) 博物館法施行規則

##### (4) 博物館の登録審査基準要項（昭和 27 年 5 月 23 日文社施第 191 号文部省社会教育局長通達）

##### (5) 博物館の登録に関する規則（昭和 27 年 7 月 23 日北海道教育委員会規則第 12 号）

#### 3 博物館登録申請に係る提出書類（博物館法第 11 条）

##### (1) 登録申請書（設置者の名称、名称、所在地を記載）

##### (2) 添付書類

ア 設置条例の写し（私立博物館は当該法人の定款の写しまたは当該宗教法人の規則の写し）

イ 館則の写し

ウ 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面

エ 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類

オ 博物館資料の目録

カ 館長及び学芸員の氏名を記載した書面

##### ※ その他参考書類

博物館の概要が分かる資料、施設写真、学芸員資格証明書

##### (3) 登録要件（博物館法第 12 条）

ア 法第 2 条第 1 項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。

イ 法第 2 条第 1 項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。

ウ 法第 2 条第 1 項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

エ 1 年を通じて 150 日以上開館すること。

#### 4 登録博物館と博物館相当施設の主な相違点

	登録博物館	博物館相当施設
定義	歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関で、博物館登録原簿に登録されたもの(博物館法第2条)	博物館の事業に類する事業を行う施設で、博物館に相当する施設として指定されたもの(博物館法第29条)
設置主体	①地方公共団体②一般社団法人若しくは一般財団法人③宗教法人(博物館法第2条)④政令で定める法人(日本赤十字社、日本放送協会)(博物館法施行令第1条)	制限なし
職員	①館長、学芸員必置(博物館法第4条)②博物館法に規定する目的達成のために必要な学芸員その他の職員を有すること(博物館法第12条)	学芸員に相当する職員の必置(博物館法施行規則第20条)
開館日数(年間)	150日以上(博物館法第12条)	100日以上(博物館法施行規則第20条)
資料	博物館法に規定する目標達成のために必要な博物館資料があること(博物館法第12条)	博物館の事業に類する事業達成のため必要な資料を整備していること(博物館法施行規則第20条)
施設等	博物館法に規定する目標達成のために必要な建物及び土地があること(博物館法第12条)。建物延面積165㎡以上(登録審査基準)	博物館の事業に類する事業達成のために必要な専用の施設及び設備を有すること(博物館法施行規則第20条)。建物延面積132㎡以上(指定審査基準)
	<p><b>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</b> (昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)</p> <p>(教育委員会の職務権限)</p> <p>第二十一条第十二号 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 (教育機関の所管)</p> <p>第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、<u>その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。</u>(※委任、補助執行のこと)</p>	
その他	<p>※H22年度「(文科省)生涯学習施策に関する調査研究-博物館登録制度等に関する調査研究報告書」の図表2-3 博物館登録に関する法令上の優遇措置 から抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録博物館：事業所税の免除(地方税法)</li> <li>・私立登録博物館：道府県民税、不動産取得税、市町村民税、固定資産税の免除</li> </ul>	

※ 博物館相当施設に係る申請書類が必要な場合は、別途連絡願います。

(参考)

「補助執行」と「委任」の違い

「委任」については、事務の権限の一部を他の執行機関またはその補助職員等に委ねることをい  
い、委任が行われると、その権限は受任者のものとなる。

「補助執行」については、権限についてはあくまでも自己に残して、事務のみを執行させるとい  
うこと。

委任または補助執行できる事務については、両者に違いはないが、権限が自己に残るか、受任者  
に移るかが違いとなる。



## 博物館の登録審査基準要項について

〔昭和27年5月23日 文社施第191号  
各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通達〕

このことについては、さきに御送附いただいた博物館登録申請資料に基いて種々検討していましたが、このたび、別紙の通り、博物館登録審査基準要項を作成しました。

つきましては、貴都道府県教育委員会におかれては、この基準要項を参考とし、博物館の登録要件を十分に審査されるようお願いいたします。

なお、今後、貴都道府県教育委員会で登録した博物館及び変更登録並びに廃止については関係各方面との連絡もあり下記の書類を添え遅滞なく当局に御報告下さい。

また、上記博物館登録申請資料を送附されたものについては、それぞれ登録についての当局の意見を附して御参考のためお送りしましたから念のため。

### 記

#### 一 博物館登録原簿記載写

二 博物館法第11条第2項の規定による登録申請書の添附書類、但し、職員については、全職員を記載し、その職名及び本務、兼務の別を併記すること。

なお、(登録)博物館で、既に前記博物館登録申請資料を当局に送附し、該当資料があるときは改めてこれを送附する必要はない。

### (別紙)

#### 博物館の登録審査基準要項

博物館の登録については、次に掲げる登録要件を具備し、且つ、博物館法第2条第1項に規定する博物館の目的を達成することができるかどうかを十分審査しなければならない。

#### 一 博物館資料

- 1 博物館資料は、質量ともに国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するにたるものであつて、資料の利用を図るため、必要な説明、指導、助言等に関する教育的配慮が払われており更に学校教育の援助に留意していること。
- 2 資料は、実物であることを原則とすること。但し、実物を入手し難いようなときは、模写、模型、複製等でもよいこと。
- 3 資料は、採集、購入、寄贈、製作、交換等によつて収集されたものであること。但し、特別の事情のあるときは、寄託等による資料でもよいこと。
- 4 必要な図書、図表等を有すること。

#### 二 学芸員その他の職員

館長及び学芸員のほか、必要な学芸員補その他の職員を有すること。但し館長と学芸員とは兼ねることができること。

#### 三 建物及び土地

次に掲げる博物館、美術館、動、植物園、水族館等は、博物館法第2条第1項に規定する博物館で

あるが、こゝでは便宜上その名称を区分して列記する。

- 1 博物館、美術館等にあつては、凡そ、50坪以上の建物があることを原則とし、陳列室、資料保管室、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。但し、博物館資料を有せず、単にその場所を貸与することのみを目的とする博物館美術館等は該当しないこと。
- 2 動物園にあつては、凡そ、500坪以上の土地があり、動物収容展示施設、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。
- 3 植物園にあつては、凡そ、500坪以上の土地があり、植栽園、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。
- 4 水族館にあつては、凡そ、ガラス面三尺平方の展示水槽5個以上があり、放養、飼養池、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。

#### 四 開館日数

開館日数は、本館の開館日数を指すものであること。但し、特別の事情のある場合は、本館外における館外活動の日数を含めてもよいこと。

#### 五 備考

- 1 分館については、本館との緊密な連繫の下に博物館機能を発揮できるものかどうかを右の登録要件中特に一及び四に留意して審査すること。審査の結果、分館が博物館機能を発揮しないものと認めるときは、登録しないこと。
- 2 分館を含めて登録する際は、本館の名称とともに分館の名称、所在地を明記して原簿に記載すること。但し、3に該当する分館については除くこと。
- 3 分館が、本館と同一の都道府県の区域内に設置されていない場合で登録を希望するときは、当該分館が設置されている都道府県の教育委員会の登録審査を受けなければならないこと。

(議案第2号別紙3)

1 博物館の名称	2 博物館の所在地	3 登録又は指定の年月日及び 記号・番号	4 設置者の名称及び住所	5 博物館の種別
浦幌町立博物館	〒089-5614 北海道十勝郡浦幌町字桜町16番地 1	年 月 日  記号・番号	浦幌町教育委員会 〒089-5614 北海道十勝郡浦幌町 字桜町16	1 総合博物館 2 科学博物館 3 歴史博物館 4 美術博物館 5 野外博物館 6 動物園 7 植物園 8 動植物園 9 水族館  <b>1</b> (該当する項の番号を記入する。)

6 職員数						7 施設の状況										8 資料の状況										
区 分	館 長	学 芸 員	学 芸 員 補	事 務 職 員	技 術 職 員	そ の 他 の 員	(1) 土地面積 m <sup>2</sup>	(2) 建物総面積 (小数点以下四捨五入) m <sup>2</sup>	(3) 建物の使用区分別面積 (小数点以下四捨五入)										1 人 文 科 学 資 料	2 自 然 科 学 資 料						
									区 分	展 示 室	資 料 室	収 蔵 庫	保 管 庫	研 究 室	実 験 室	工 作 室	図 書 室	会 議 室			事 務 理 室	そ の 他	区 分	実 物	標 本	版 型 (複写)
専 任							4,575.91	1,278	構 成 比	30%	7%	6%			2%	5%	4%	46%	(1) 古美術資料							
専任のうち、当該博物館以外に主として勤務している者 (再掲)		1		1															(2) 近代美術資料							
兼 任	1					3			面 積	379	91	78			30	63	45	592	(3) 考古学資料							
																			(4) 民俗資料							
																			(5) 民族・人類学資料							
																			(6) 歴史資料							
																			(7) その他の資料							
																			計							
																			図 書	写 真	そ の 他					

(注) 表中、「博物館」とあるのは、博物館相当施設においては、「博物館相当施設」と読み替える。  
(注) 複合施設のため、建物総面積は博物館専用スペースと博物館共用スペースの合計床面積を示す。

●博物館法〈抜粋〉

(昭和二十六年十二月一日法律第二百八十五号)  
最終改正:令和一年六月七日法律第二六号

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)をいう。

(博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当っては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したものであるもの
  - 二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
  - 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第六条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者は、学芸員補となる資格を有する。

(学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

## 第二章 登録

(登録)

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。)の区域内に所在する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。)に備える博物館登録原簿に登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 設置者の名称及び私立博物館にあっては設置者の住所
  - 二 名称
  - 三 所在地
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 公立博物館にあっては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面
  - 二 私立博物館にあっては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

(登録要件の審査)

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

(登録事項等の変更)

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

(登録の取消)

第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至ったものと認めるとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至った場合においては、その要件を欠くに至った日から二年間はこの限りでない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(博物館の廃止)

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消さなければならない。

(規則への委任)

第十六条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第十七条 削除

第三章 公立博物館

(設置)

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。)の所管に属する。

(博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条 削除

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。

二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十七条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十八条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

## ●博物館法施行令〈抜粋〉

(昭和二十七年三月二十日政令第四十七号)  
最終改正:昭和三四年四月三〇日政令第一五七号

(政令で定める法人)

第一条 博物館法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 日本赤十字社

二 日本放送協会

## ●博物館法施行規則〈抜粋〉

(昭和三十年十月四日文部省令第二十四号)  
最終改正:令和二年一二月二八日文部科学省令第四四号

第四章 博物館に相当する施設の指定  
(申請の手続)

第十九条 法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書(別記第九号様式により作成したもの)に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。)が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十一条において同じ。)に、それぞれ提出しなければならない。

- 一 当該施設の有する資料の目録
- 二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面
- 三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類
- 四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類  
(指定要件の審査)

第二十条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
- 二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
- 三 学芸員に相当する職員がいること。
- 四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
- 五 一年を通じて百日以上開館すること。

2 前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

第二十一条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定する博物館に相当する施設(以下「博物館相当施設」という。)が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

第二十二条 削除

第二十三条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設に対し、第二十条第一項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。  
(指定の取消)

第二十四条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至ったものと認めるとき、又は虚偽の申請に基づいて指定した事実を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。